

竹島(独島)共同管理案に関連して

芹田健太郎氏の提案

半月城 Bon Wol Seong

の認識を、それは間違いないである、といくら説得しても良い関係は生まれない。自ら突き詰める以外にはない。そもそも加害者と被害者の意識の懸隔は埋められない。埋める努力をするほかはない。

一九六五年の日韓条約では日本はいかなる謝罪もしていない。いまだに韓国民衆のなかにかつての日本の朝鮮統治に対するつぐないを求め、声があくすぶっている。竹島が韓国人にとって日本の植民地支配の始まりのシンボルであるならば、新しい竹島を成熟した日韓の協力関係のシンボルに転換させなければならない。

新しい条約では、まず、「平壤宣言」や「戦後六十年首相談話」のように率直に韓国民に対して反省と心からのお詫びの気持ちを表示しよう。そして、その印に、第一に、将来の世代のために、日本は竹島を韓国に譲渡または放棄し竹島に対する韓国の主権を認め、同時に、第二に、韓国は鬱陵島と隠岐諸島を基点として互いの排他的経済水域の境界面定を行うことを約束する。そして、第三に、東アジアの環境協力のシンボルとして、韓国は竹島を自然保護区とすることを約束し、すべての国の科学者に開放する。そして、第四として、最後に、日韓両国および両国民は、東北アジア、さらにはアジアと

竹島(独島)問題が急浮上しています。村岡到氏がAMJで「竹島(独島)の日韓共同管理を」「別掲」を提起し、ある人は「日本が領有権を主張している時に、その提案は強盗が詐欺に変わったぐらいにしか思われたいのでは」と批判を加えました。確かにそうかも知れません。しかし、村岡氏が主張するように「独島は韓国に領有権がある」ということを明確にした上で共同管理を提案する分には、今の韓国では奇貨として珍重されるかも知れません。そのような例として、国際法学者の芹田健太郎氏の提案(『中央公論』二〇〇六年一月月号)をあげることが出来ます。同氏はこのような提案をしました。

芹田健太郎氏の提案

竹島の譲渡または放棄

—— 将来のための一つの賭け

竹島はこうした重荷を背負っている。しかも、交渉は袋小路に入り込んでいる。さてどうする

か。日韓両国民からこの棘を抜くには、日本から大胆な打開策を提案するしかない。日本人が韓国人との和解の印に、日本が竹島を韓国に譲渡または放棄し、韓国の竹島に対する主権を認め、同時に、西日本海での漁業資源の保全のため日韓がそれぞれ資源管理を進めることができるように鬱陵島と隠岐諸島を基点として排他的経済水域の境界面定を行う。そして、竹島は自然に戻し、自然保護区として十二カイリの漁業禁止水域を設け、すべての国の科学者に開放する。日韓でこうした内容の条約を結ぶのはどうであろうか。

竹島編入の一九〇五年は、韓国人にとって、自国が日本に保護国化された年であり、五年後の一九一〇年には併合されるに至る前段の年である。竹島編入と植民地支配は無関係だとする日本の主張は法的に正しくとも、植民地支配を受けた歴史を持つ韓国人が「自分の国の土地で最初に取られたのが竹島だ」と関連付ける現在

世界の平和と繁栄のために手を携えて協力することを誓う。この提案には韓国、日本双方から反発がくるであろう。しかし、お互いに未来に賭けてみていいのではないだろうか。そういう時期に来ている。(芹田健太郎「竹島を「消す」ことが唯一の解決法だ」より抜粋)

芹田氏は「竹島編入と植民地支配は無関係だとする日本の主張は法的に正しくとも……」と記しているものの、「日本が竹島を韓国に譲渡

竹島(独島)の日韓共同管理を

村岡到

竹島(独島)領有をめぐるにわかに緊迫しつつある。私は、この島の(共同管理)こそこの問題の解決策だと提案する。

私は、一九九六年に国連海洋法の国会批准が迫り、竹島の領有権問題が浮上したさいに、「漁民と魚に国境はいらぬ——竹島の日韓共同管理を」を書いた。「週刊金曜日」にも掲載され、反対論も起き、反論したこともある。その後、二〇〇五年に、「朝日新聞」論説主幹の若宮啓文氏は、「竹島と独島 これを『友情島』に……の夢想」で、それと同趣旨の主張を書いた(二〇〇五年三月二七日)。

新しい論点を付け加えたい。竹島(独島)について日韓のいずれが領有権を持っているのかという問

または放棄し、韓国の竹島に対する主権を認め」と主張していることが韓国では少しは評価されているようです。この論説は、韓国『新東亜』二〇〇七年三月号に翻訳され掲載されました。その反響は大きかったようですが、これに対する表立った批判はないようです。芹田提案は、少なくとも日本政府の「竹島は日本の固有領土」説への打撃になるだけに、今の韓国ではやはり「奇貨」として珍重されたようです。

韓国は、名分と実利の二者択一を迫られた時題と、竹島をめぐる両国の係争問題の解決策とは、密接に関連してはいるが、別問題だということをはっきりさせることが重要なのではないであろうか。

私は独島は韓国に領有権があると認識している。私が編集長を務める『もうひとつの世界へ』第二二号(二〇〇七年二月)に掲載した朴炳渉さんの「竹島Ⅱ独島は固有領土か強奪領土か」が克明に歴史的に解明している通りだと教えられた。

そのうえで、私は「竹島(独島)の日韓共同管理を」と提起する。なぜか?

逆に考えたら分かりやすいのではないか。領有権を両国が一致していずれかの国家に認めるとどういうことになるであろうか。仮に日本に領有権があるとなった場合には、韓国のなかですさまじい反日感情が巻き起こるであろう。韓国政府はきわめて大なりスクを負うことになる。そして日本の右派・愛

には名分を選ぶ傾向が強いようです。二〇〇二年、日韓がサッカーワールドカップを共催したとき、日本は実利を重視して「開会式」開催権を得たのに対し、韓国は名分を重視して「『Korea-Japan worldcup……』と『KoreaがJapanの先に表記される方を選びました。』

韓国の竹島Ⅱ独島に対する領有権あるいは主権を日本政府が承認する場合、韓国では相当な紆余曲折はあっても、実利で多少の譲歩をすることはあり得るかも知れません。

国勢力は勢いづく。韓国に領有権があった場合には、日本のなかで反韓感情がいつそう激しくなり、韓国での対日優越意識が高まる。いずれにしても、両国の排他的ナショナリズムは低下するのではなく、高揚することになる。恐らく現実には、両国とも自説を固持して長く両国でのナショナリズムが煽られることになるだろう。

この結論を避けて、「日韓共同管理」を実現することができれば、両国の和解は、双方のナショナリズムを沈静させ、国家間の重大な係争問題を解決する先例として、全世界から好感をもって評価されるであろう。鋭く対立している問題については、一方だけが完全敗北、他方が完全勝利、という決着は、前者に恨みを、後者に傲慢を育てることになる(変革や革命は恨みを晴らすために必要なのではない)。

〔後略〕AMLなどに七月三十一日に発表